平成２６年（フ）第２１９号
愛知県新城市一鍬田字清水野10番地の26
破産者　武山ペット株式会社
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第４６号
松江市玉湯町湯町1787番地１　サンセール205、開始決定時の住所島根県浜田市笠柄町43番地　（３―331）
破産者　畑山　経弘
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第２６６号
愛媛県松山市保免中３丁目４番27号
破産者　松山萌有限会社
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２８４号
福岡市西区大字羽根戸17番地13
破産者　島木　和光
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２４６号
福岡市東区箱崎１丁目12番33号
破産者　隅川皓城こと　隅川　幸伸
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６号
札幌市西区福井５丁目21番13号　中村マンション102号
破産者　佐々木直美
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９２号
岩手県滝沢市大崎94番地558　グランドホームまごのて滝沢、開始決定時の住所盛岡市山岸２丁目６番21号
破産者　藤嶋　功作
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３１号
神奈川県横須賀市公郷町１丁目52番地９
破産者　安富　征子
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第４１６号
兵庫県加古郡稲美町六分一1178―774クリスタルいなみ202、住民票上の住所兵庫県加古川市別府町西脇３丁目７番地
破産者　宮宅建築工房こと　宮宅　一彦
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１１４号
大分市王子山の手町37番８号
破産者　岡崎　慎司
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第９７号
福島県郡山市富久山町八山田字山崎16―１フォワード松本Ａ201号室、住民票上の住所福島県郡山市富久山町八山田字山道１番地の13
破産者　小松　啓史
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１２３号
福島県郡山市神明町15番17号　チサンマンション神明町1202号
破産者　渡辺　利治
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第２７号
長野県飯田市育良町２丁目14番地２（アダージョ２・402号）、開始決定時の住所長野県飯田市三日市場1091番地５
破産者　北原　彰彦
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第１０５号
鳥取県鳥取市若葉台北３丁目６番13号
破産者　中嶋純一朗
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８６号
鹿児島県伊佐市大口大田635番地１
破産者　井上　勇二
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第１３５４号
札幌市南区石山２条６丁目６番１―101号、破産手続開始時の住所札幌市南区石山東３丁目１番48号
破産者　林下　昌篤
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部